

利用上の注意

1 商業統計調査について

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

(3) 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

また、平成21年の経済センサス（総務省所管）創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

過去の年次別の調査期日は、以下のとおり。

調査年次	調査期日	調査の種類	調査年次	調査期日	調査の種類
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和57年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
昭和29年調査	9月1日	"	昭和60年調査	5月1日	卸売・小売業
昭和31年調査	7月1日	"	昭和61年調査	10月1日	一般飲食店
昭和33年調査	7月1日	"	昭和63年調査	6月1日	卸売・小売業
昭和35年調査	6月1日	"	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
昭和37年調査	7月1日	"	平成3年調査	7月1日	卸売・小売業
昭和39年調査	7月1日	"	平成4年調査	10月1日	一般飲食店
昭和41年調査	7月1日	"	平成6年調査	7月1日	卸売・小売業
昭和43年調査	7月1日	"	平成9年調査	6月1日	"
昭和45年調査	6月1日	"	平成11年調査	7月1日	"（簡易調査）
昭和47年調査	5月1日	"	平成14年調査	6月1日	卸売・小売業
昭和49年調査	5月1日	"	平成16年調査	6月1日	"（簡易調査）
昭和51年調査	5月1日	"	平成19年調査	6月1日	卸売・小売業
昭和54年調査	6月1日	"	平成26年調査	7月1日	卸売・小売業

(4) 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（昭和25年総務省告示第405号）「大分類I - 卸売、小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第4条参考）を除く）を対象とした。

調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

(5) 調査の経路・調査方法

商業統計調査の調査経路及び調査方法は、以下の、による。

報告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式

商業調査指導員

経済産業大臣 ⇔ 都道府県知事 ⇔ 市区町村長 ⇔ 商業調査員 ⇔ 報告者(事業所)

商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣 ⇔ 対象企業

(6) 調査の項目

調 査 項 目	
① 事業所の名称及び電話番号	⑯ 支所・支社・支店の数
② 事業所の所在地	⑰ 年間商品販売額等
③ 事業所の従業者数	⑱ 年間商品販売額の販売方法別割合
④ 事業所の事業の種類及び業態	⑲ 年間商品販売額のうち
⑤ 事業所の開設時期	小売販売額の商品販売形態別割合
⑥ 経営組織	⑳ セルフサービス方式採用の有無
⑦ 単独事業所・本所・支所の別	㉑ 売場面積
⑧ 事業所又は組織全体の年間総売上(収入)金額	㉒ 営業時間等
⑨ 資本金等の額及び外国資本比率	㉓ 来客用駐車場の有無及び収容台数
⑩ 決算月	㉔ チェーン組織への加盟の有無
⑪ 親会社の有無等	㉕ 年間商品仕入額の仕入先別割合
⑫ 子会社の有無等	㉖ 年間商品販売額のうち
⑬ 持株会社か否か	卸売販売額の販売先別割合
⑭ 組織全体の常用雇用者数	㉗ 企業の事業所数等
⑮ 組織全体の主な事業の内容	

(7) 集計対象事業所

産業大分類「I - 卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

2 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く））などを販売する事業所

製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類R - サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（４） 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用された者や日々雇用されている者をいう。

「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

（５） 年間商品販売額

平成25年1月から12月までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

（６） その他の収入額

平成25年1月から12月までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。

「飲食部門収入額」とは、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額をいう。

（７） 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、

休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

（８） 寄与度について

データ全体の変化に対して、その構成要素である個々のデータの変化がどのように貢献しているかを示す統計学的指標のことをいう。

3 凡例及び使用上の注意

（１） 記号の定義

この報告書の記号については、次のとおりである。

『 - 』 … 該当の数字がないもの、又は調査していないものを示す。

『 0 』又は『 0 . 0 』 … 四捨五入によって単位未満となったものを示す。

『 』 … 負の数値を表す。

『 X 』 … 事業所数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密保護の観点から数字を秘匿したことを表している。

なお、この秘匿によっても数値Xが算出されるおそれがあるものについては、事業所数が3以上でも「X」で秘匿した箇所がある。

（２） 注記

統計表の表題、表側中の「不詳」は、当該項目について調査していないことを表している。

なお、「売場面積 1 m²当たりの年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所について算出している。

（３） 広域市町村圏の区分

この報告書では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計しています。

宮崎県北部 : 延岡市、日向市

門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町（以上、東臼杵郡）

児湯・西都 : 西都市

高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町（以上、児湯郡）

宮崎東諸県 : 宮崎市

清武町（以上、宮崎郡）

日南・串間 : 日南市、串間市

北郷町、南郷町（以上、南那珂郡）

都城北諸県 : 都城市

三股町（以上、北諸県郡）

小林西諸県 : 小林市、えびの市

高原町、野尻町（以上、西諸県郡）

（４） その他

ア 平成16年調査は、総務省所管の「事業所・企業統計調査」の同時調査により実施しており、調査項目や調査に用いた商品分類及び産業の格付方法が異なるため、数値を時系列で使用する際には留意を要する。

イ 「平成24年」の数値は「平成24年経済センサス - 活動調査」の中で調査したものであり、実施時期や調査手法が異なるため、その差数が全て増加、減少を示すものではないことに留意を要する。

ウ 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合や前年比較等で増減数が一致しない場合がある。

エ 本書の数値は、県による独自集計のため、経済産業省が公表する数値とは異なる場合が

ある。

オ 本書の内容につきましては、宮崎県庁のホームページでも御覧になれます。

URL : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

カ 本書に掲載された数値を使用される場合は「平成26年（2014年）商業統計調査結果（宮崎県総合政策部統計調査課）」による旨を明記してください。

別表 「業態分類表」

区分	セルフ方式(注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1.百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上) 3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店					
(2) その他の百貨店					
2.総合スーパー	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上) 3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(1) 大型総合スーパー					
(2) 中型総合スーパー					
3.専門スーパー	×	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 種・種苗」が0%超え70%未満	250㎡以上		
(1) 衣料品スーパー					
(2) 食料品スーパー					
(3) 住関連スーパー					
うちホームセンター(注4)					
4.コンビニエンスストア	×	飲食料品を取り扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものを用いる。産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店					
5.広義ドラッグストア	×	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031 ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・「603 医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321 一般医薬品」を扱っている事業所			産業分類「6031 ドラッグストア」とは、産業分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321 一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。
うちドラッグストア					
6.その他のスーパー	×	2、3、4、5以外のセルフ店			
7.専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上			
(1) 衣料品専門店					
(2) 食料品専門店					
(3) 住関連専門店					
8.家電大型専門店	×	産業分類「5931 機械器具小売業」又は「5932 電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
9.中心店	×	衣が50%以上 (1,7,8,11に該当する小売店を除く) 食が50%以上 (1,7,8,11に該当する小売店を除く) 住が50%以上 (1,7,8,11に該当する小売店を除く)			
(1) 衣料品中心店					
(2) 食料品中心店					
(3) 住関連中心店					
10.その他の小売店	×	1,7,8,9,11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
11.無店舗販売(注5)	×	訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100% 無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59,60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6.その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10.その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と、産業分類「6091 ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。
・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211 金物」、「60221 荒物」及び「60421 種・種子」いずれかを扱っている事業所

(注5) 産業分類「61 無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11.無店舗販売」の事業所等とは一致しない。

